

7 いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(3) いじめへの対応

① 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

<未然防止のための措置>

ア いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図る。

- ・「支援を必要とする児童」の一覧を示し、それぞれの対策の充実・連携について共通理解を図り、指導の状況について随時協議する。
- ・S T Tや終礼時等に、具体例を示し、いじめ防止のための工夫等について情報提供する。
- ・県作成の「いじめへの対応マニュアル」の共通理解のもと素早く適切な対応に努める。
- ・いじめに適切に対応できる学校指導体制を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を推進する。
- ・生徒指導委員会の内容について、生徒指導日誌に累積する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・各教科や道徳、特別活動と合わせ、「あいさつ運動」「自主的奉仕作業」など、道徳的心情を育む日常活動を取り入れ、主体的な取組を称賛することで、思いやりの心が育つようにする。
- ・いのちと触れ合う環境整備（水生園・飼育小屋・水槽）や「いのちの本コーナー」の設置を通して、いのちの大切さを実感できるようにする。
- ・児童会主催の集会を開催し、縦割りグループでの活動や、委員会・学年の発表、地域の方々との触れ合いなどを工夫する。集会を通して自己有用感や協力する気持ち、思いやりの心を育む。
- ・毎月1・15日に「杉っ子ふれあいあいさつDAY」を実施し、地域ぐるみであいさつの輪を広めるように協力を求める。

ウ いじめを生まない集団づくり

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

- ・規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ・「杉っ子あったか劇団」による「杉っ子8つの愛言葉」の啓発活動の継続で、学校を温かい雰囲気にしていくことを目指す。
- ・資質能力を引き出す3つのわくわく感（成功の予感・楽しさや成長の予感・賞賛、承認の予感）を意識して、児童一人一人が生き生きと「分かった」「できた」を積み上げる授業づくりに努める。
- ・国語・算数を中心とした放課後の学習会、陸上競技大会や相撲大会に向けた放課後の練習会を実施し、一人一人の実態に応じた個別指導を通して「やればできる」という実感を味わわせる。
- ・縦割り班別に校区のポイントを回る「杉っ子遠足」を実施し、上級生にはリーダー性と思いやり、下級生には辛くても頑張る気持ちを育む。
- ・児童の1年生からの行動及び面談記録を個別ファイルに累積していくことで、実態を的確に把握し指導に生かす。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。

- ・学級運営では、児童の係活動をとおして、自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。
- ・年2回(6・11月)のQ-U調査を通して学級内の人間関係や不適応等の実態を把握し、児童一人一人に寄り添い自尊感情を高める。
- ・「杉っ子ギネスに挑戦」や「特技集会」を実施し、自分の特技やアイデアを生かした活動を通して自信をもたせるようにする。

オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ・道徳の授業で、いじめやいのちの教育に関する資料を取り扱い、いじめ等について話し合うことを通して思いやりの心を育む。(年1回、全校一斉の道徳授業参観の実施)
- ・人権週間では、児童会が中心となって人権集会を開き、いじめや差別について考える機会とする。

② 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

ア 定期的なアンケート調査

- ・児童へのよりきめ細かい対応ができるように、全校児童へアンケートやQ-U調査を実施し、学校生活への満足感や意欲、友達関係等を把握し、指導・改善に活用する。また、アンケートには自分の相談したい先生を指名できるマイサポーター制度を導入する。

Q-U調査(6・11月)

「教えてね・聞かせてね」アンケート(6・9・11・2月)

- ・アンケート調査等を指導に生かすために、望ましい学級集団づくりとQ-U調査の効果的な活用等について校内研修を行う。
- ・いじめに関する校内点検ツールを基に、自己点検シートを実施する。

イ 定期的な個人面談

- ・年4回(6・9・11・2月)のアンケートを基に全児童や希望者への個別面談を実施する。

ウ 定期的なアンケート調査や教育相談以外

- ・児童とは、日記や各種アンケート、日常会話や日常態度等で、ささいな変化に気を配るようにする。
- ・教師間では、いじめ等の早期発見のための情報交換の日常化に努める。
- ・的確な児童理解と指導力向上を目指した研修会を実施し、児童への適切な対応の仕方について指導力の向上を図る。
- ・保健室への来室頻度が高い児童については、心情・状況把握に努め、情報を共有して対応に当たる。
- ・朝や昼休み、放課後等に、管理職を中心に校内外を巡回し、ささいな変化を見逃さないようにする。
- ・原則隔週火曜日STT(杉っ子トークタイム)を行い、気になる児童について教職員で継続した情報交換をすることにより、児童理解を深めるとともに、いじめの早期発見につなげる。
- ・その日の困ったこと・気になったことを気がかりポスト担当の教員に知らせる。また、気がかりポスト担当の教員から、気になる児童や事案について積極的に声をかけることで、連携を強化する。
- ・必要に応じてマイサポーターとの面談を実施し、多方面から児童をサポートする。

エ 家庭、地域との連携(情報収集)

- ・保護者とは、電話や連絡帳、家庭訪問等で連絡を密にする。
- ・児童が欠席した場合は、早めに保護者と連絡をとり、信頼関係を保つようにする。(欠席:電話をかける、欠席3日:家庭訪問をするなど)
- ・学校評議員会、学級懇談会において、いじめの対策について説明し、協力を求める。
- ・策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学説明会・入学式・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・登下校の際に、愛レンジャー隊の方にポイントに立ってもらい、児童の様子を確認と安全確保に協力を求める。

- ・幼保小の連絡会（6月）小中の連絡会（2月）を実施し、情報交換を通して連携を図る。
- ・必要に応じて、校内いじめ対策委員会に、中学校カウンセリング指導員の参加を要請する。
- ・小杉地区全体にあいさつの輪が広がるように小杉中学校・PTAと合同であいさつ運動を行う。
- ・小杉中学校区の教員が集まり、課題別に話し合いの場をもつことで、情報を交換する。

③ 早期対応

発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込まず、迅速に組織的に対応する。

<いじめに対する措置>

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・教育相談（電話・連絡帳・メール）を受けた場合、必ず管理職、生徒指導主事に相談し、対応等について指示を受ける。また、いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに管理職、生徒指導主事に報告し該当教員間で情報を共有する。
- ・「校内いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡し、被害児童を徹底して守り通す。
- ・必要に応じて、総合教育センター（教育相談部）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携を図り、ケース会議などを行いながら対応に努める。
- ・各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

イ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられている児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめの解消については、止んでいる状態が3ヶ月を目安とする。また、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ウ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係の聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得る。その上で学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。
- ・いじめた児童が抱えるストレス等の問題の除去に努める。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・必要に応じて、西部教育事務所、総合教育センター、市適応指導教室、高岡児童相談所などとの連携を図る。

オ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

④ 再発防止

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

＜再発防止のための措置＞

ア いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

イ 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

(4) 校内いじめ対策委員会

① 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭

※ 必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）や総合教育センター（教育相談部）、医師、警察官経験者等を追加する。

② 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応（児童や保護者への意見聴取、市教育委員会、関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
- ・学校評価による基本方針の見直し

(5) 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	月	いじめ防止に向けた取組
4月	・生徒指導委員会（気になる児童連絡会）	10月	・生徒指導委員会
5月	・いじめに関する校内研修（いじめの認知についての共通理解）	11月	・Q-U調査（全学年） ・「教えてね聞かせてね」アンケートの実施と個人面談（全員面談）
6月	・「教えてね聞かせてね」アンケートの実施と個人面談（全員面談） ・児童集会（「杉っ子あったか劇団」） ・Q-U調査（2年生以上）	12月	・人権集会（「杉っ子あったか劇団」） ・学校評価アンケートの実施（保護者） ・いじめに関する校内研修（3学期に向けての見直し、準備等）
7月	・いじめに関する校内研修（事例研修） ・学校評価アンケートの実施（保護者）	1月	
8月	・生徒指導委員会（気になる児童連絡会、2学期に向けての準備等）	2月	・学校評価の結果集計、考察 ・「教えてね聞かせてね」アンケートの実施と個人面談（希望者）
9月	・「教えてね聞かせてね」アンケートの実施と個人面談（全員面談）	3月	・特技集会

※杉っ子トークタームは原則隔週火曜日に実施

(6) 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

＜連携のための措置＞

- ・学校基本方針を公表し、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校通信などを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・児童及び保護者に対して携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使ったネット上のいじめ事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。